

第1回「(仮称)道の駅かみのかわ」PFI事業者審査委員会 議事録

1. 日 時：令和8年8月24日（月）14:00～16:30

2. 場 所：上三川町役場仮庁舎

3. 出席者：

―出席委員―

長田 哲平 宇都宮大学 地域デザイン科学部 准教授

島 裕 帝京大学 経済学部 教授

山野井 明夫 元 道の駅もてぎ 支配人

伊藤 仁 国土交通省 関東地方整備局 宇都宮国道事務所 副所長

和田 裕二 上三川町 副町長

鈴木 伸司 上三川町 都市建設課 課長

櫻井 隆行 上三川町 建築課 係長

―事務局―

上三川町 商工課

4. 議 題：

(1) 事業概要について

(2) 特定事業の選定について

(3) 公募資料について（募集要項、要求水準書等）

(4) 審査基準について

5. 議 事：

(1) 事業概要について

[事務局より説明]

・ ドッグランは利用料金を徴収するのか。（委員）

→ ドッグランについて、利用料金を徴収するかはPFI事業者の提案による。（事務局）

→ ドッグランの施設区分は任意提案施設になるのか。（委員）

→ ドッグランは町が整備費等を負担する必須施設としている。（事務局）

・ 任意提案施設はどのようなものを想定しているか。（委員）

→ 任意提案施設の案として、大型アスレチック施設、屋内遊び場、コンビニエンスストア、RVパークの4施設を例示しており、特に大型アスレチック施設、

屋内遊び場に関する提案を期待している。(事務局)

- ・ 折り紙教室・地域デザインセンターの利用料金は PFI 事業者の収入になるのか。(委員)

→ ご認識のとおりである。(事務局)

(2) 特定事業の選定について

[事務局より説明]

- ・ VFM について、納付金による還元を含めた金額で算定しているのか。(委員)

→ VFM の算定においては、納付金は収入として算入していない。(事務局)

- ・ 町民に対して、定量的な評価のみでは本 PFI 事業の実施の意義を説明しづらい部分があるが、町民へのアナウンスはどのように行うのか。(委員)

→ 本事業の情報は、ホームページや広報誌等で可能な限り周知していく。

特に関心を集めやすい事業者の選定については、選定結果や、PFI 事業者の提案に基づく VFM の算定結果をあらためて公表することを想定している。

(事務局)

→ 事業遂行の効率性は重要である一方で、町民にとっても整備されて良かったと実感できる施設になるかという視点も必要と考える。(委員)

→ 要求水準において、本施設の良い運営を図るための関係者協議会の設置を条件としている。そういった場で意見をいただきながら運営事業をより良いものへとブラッシュアップしていきたい。(事務局)

※ 本事業を特定事業として選定することについて、全会一致で承認された。

(3) 公募資料について（募集要項、要求水準書等）

[事務局より説明]

【要求水準書に関する意見】

- ・ ごみの持ち込み問題に関する対応が規定されていないが、どのような対策を想定しているか。道の駅や PA 等では長期休暇等に家庭ごみの持ち込みが膨大になり、注意喚起だけでは完全に防ぐのが困難であるため、PFI 事業者が対応に苦慮することが懸念される。(委員)

→ ごみの取扱いについては「清掃業務の要求水準」において廃棄物処理の要求水準を定めているが、具体的な対応策は検討させていただく。(事務局)

- ・ 大型遊具は法定点検が必要になるが、要求水準書（案）で定めているか。（委員）
- 本事業において遵守すべき法令については「遵守すべき法令及び条例等」に定めていることから、法定点検については実施するものと考えている。（事務局）

- ・ キッチンカーはイベント広場の中に設置する想定であるか。また、キッチンカーの出店料はどのように徴収するのか。（委員）
- キッチンカーについては、イベント広場への出店を想定している。
出店料としては徴収可能としている。また、自主提案事業として PFI 事業者が自らキッチンカーを出店する場合は、自主提案事業に係る納付金の対象としている。（事務局）

- ・ 防災に関して、トイレカーの設置など、防災道の駅の指定要件を満たすことは要求水準に盛り込まないのか。駐車場について、非常時にける防災的な活用の考えは。（委員）
- 近隣の道の駅しもつけが既に防災道の駅の指定を受けているため、指定を受けることは難しいと考えている。しかし、町としては同等の水準を満たしていただきたいと考えている。（事務局）

※ 公募資料の内容について、全会一致で承認された。

- (4) 審査基準について
[事務局より説明]

※ 審査基準の内容について、全会一致で承認された。

※本議事録において、今後の審査に関する事項は非公表としています。

以上